

令和4年12月1日

関係者各位

破産者 株式会社シナジアパワー  
破産管財人 弁護士 富永浩明

## シナジアパワーの破産手続に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥の事とお慶び申し上げます。

株式会社シナジアパワー（以下「破産会社」といいます。）は、令和4年12月1日午後5時付けで東京地方裁判所において破産手続開始決定（事件番号：令和4年（フ）第6900号。以下「本破産事件」といいます。）を受け、当職が破産会社の破産管財人に選任されました。

これにより破産会社の売掛金債権等は全て破産財団を構成し、弁済受領等を含む破産財団の管理処分権は法律上当職に専属しました。

以後、当職が、破産会社の破産管財人として、本破産事件の破産管財業務を遂行して参ります。破産手続へのご理解・ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、当職は、裁判所の許可を得て、次の3名の弁護士を破産管財人代理に選任しております。

大石法律事務所	弁護士 大石 健太郎
ゆたか法律事務所	弁護士 高橋 優
木村・古賀法律事務所	弁護士 木村 昌則

関係者各位におかれましては、以下の事項について、ご確認ください。

### 1. 破産債権届出期間等について

本破産事件の債権届出期間や財産状況報告集会等の期日・場所は「破産手続開始通知書」に記載のとおりです。

また、破産会社が裁判所に提出した破産手続開始申立書に記載された債権者に対して、裁判所から破産債権届出書等が送付されることとされておりますのでご確認ください（なお、当職の調査等によって新たに判明した債権者には、当職から破産債権届出書等を順次送付いたします。）。

## 2. 今後のお問い合わせについて

本破産事件のお問い合わせ窓口として、当面の間、コールセンター（お電話によるお問い合わせ窓口）及び破産管財人室（書面によるお問い合わせ窓口）を設けていますので、こちらにお問い合わせください。

### [コールセンター]

電話番号：0120-583-017

受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後5時30分

※ お問い合わせが集中し繋がりにくい可能性があります。予めご了承ください。

### [破産管財人室]

〒110-0014

東京都台東区北上野1-9-12 住友不動産上野ビル7階

株式会社シナジアパワー 破産管財人室

以上、何卒宜しく御願い申し上げます。

敬具